8月10日は「道の日」です

誰もが安全・快適に公共の道路を利用できるように、通行の妨げとなる物の設置等はやめましょう。

1 看板や日よけ等を道路の上空に突き出して設置するには「占用許可」が必要です

●所有者は許可基準(出幅、高さ等)に従って計画し、設置前に申請してください。
●突き出した面積に応じて占用料がかかります(減免あり)。
●「東京都屋外広告物条例」に基づく許可が必要となる場合があります。※1
●許可なく道路を使用すると罰せられることがあります。許可を得ていない場合は、申請してください。

備条件等詳しくは、区HP 165111 をご覧いただくか、お問い合わせください。

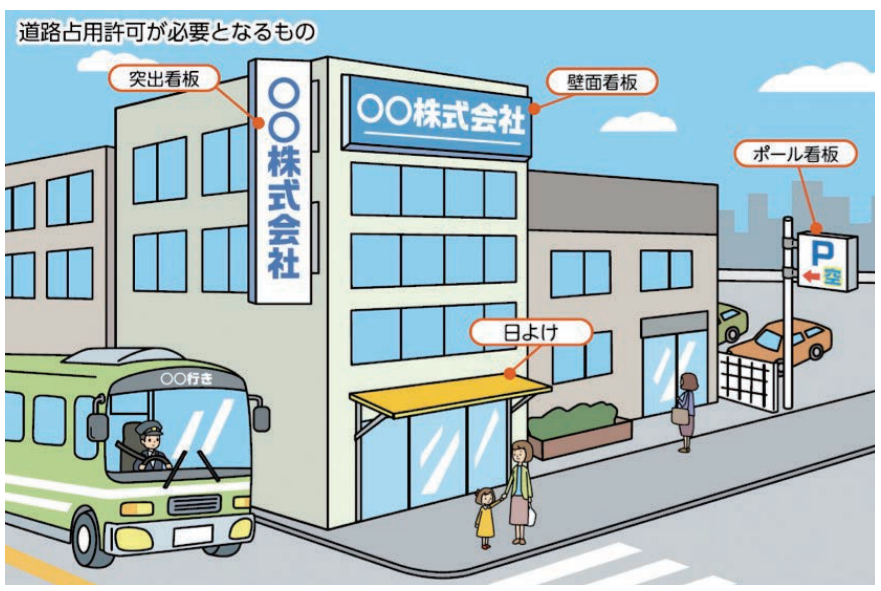

2 道路に許可なく物を置くことはできません

(置けない物の例)

●はみ出し商品
●のぼり旗、看板
●自動販売機
●放置バイク
●はみ出し樹木や植栽等
●ワゴン
●貼り紙の広告物
●エアコンの室外機
●植木鉢

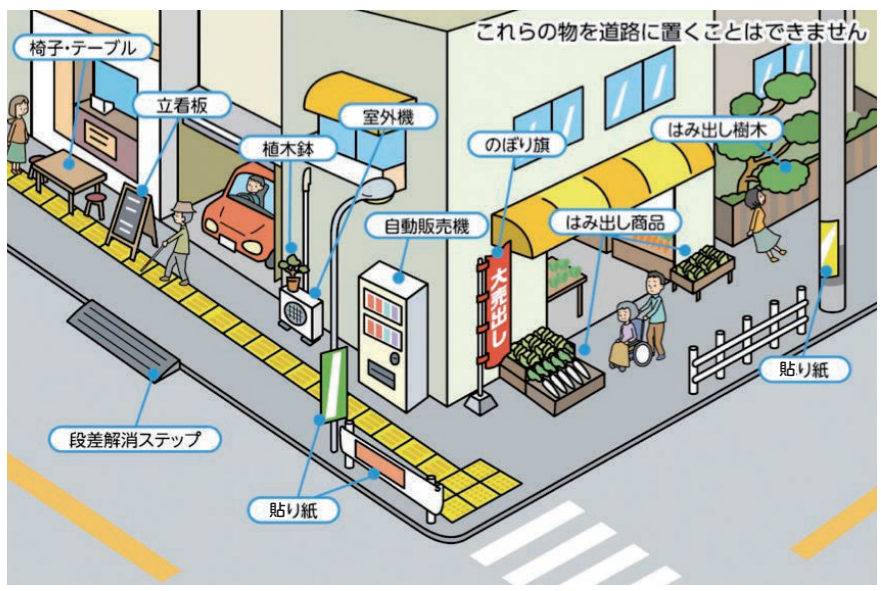

共通事項 問 1 土木計画調整課占用担当 ☎6432-7960 FAX6432-7993 (※1=建築調整課 ☎6432-7160 FAX6432-7985)
2 土木計画調整課道路監察担当 ☎6432-7958 FAX6432-7993、土木管理事務所 (世田谷☎3424-2790 FAX3424-2501、北沢☎5486-7010 FAX3412-6847、玉川☎3702-4914 FAX3702-3762、砧☎3417-9571 FAX3417-9573、烏山☎3308-8133 FAX3305-2484)

雨水浸透施設・雨水タンクの助成制度をご活用ください

区では、河川や下水道への雨水流入負荷軽減や、グリーンインフラの取組みの一環として、雨水浸透施設・雨水タンクの設置をお願いしています。これらの設置に対しては、条件により費用の一部を助成する制度があります。

大雨の際に庭や道路の水はけが良くなり、雨水タンクの雨水は庭木の水やり等に活用できます。ぜひ設置をご検討ください。

備詳しくは、パンフレット(区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、まちづくりセンター等にあり)または 区HP 32867 をご覧ください。

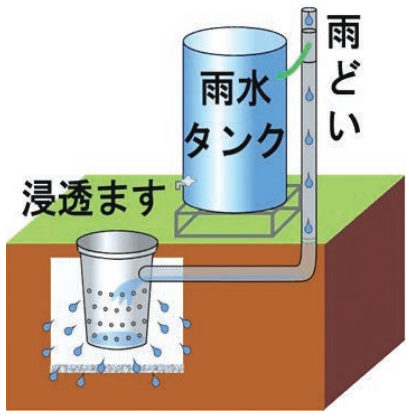

問豪雨対策・下水道整備課 ☎6432-7963 FAX6432-7993

盛土規制法の運用を開始しました

区内全域が7月31日に、盛土規制法による「宅地造成等工事規制区域」に指定されました。以下のことを行う場合は規制の対象となることがあるため、事前にご相談ください。

すでに対象行為に着手している場合は、届出が必要です。詳しくは、区HP 7343 をご覧ください。

●主な対象行為
※一定規模以上のものが規制対象となります。

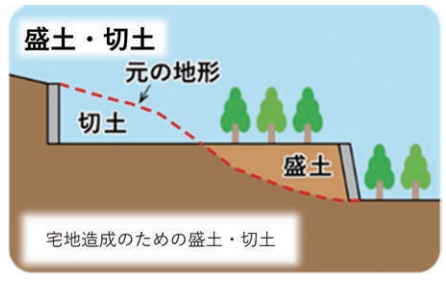

出典：東京都「盛土規制法の運用開始について」

問市街地整備課 ☎6432-7156 FAX6432-7982

災害に強い街づくりのために道幅を4㍍に広げましょう ～狭あい道路拡幅整備事業

区内には幅員が4㍍に満たない道路(狭あい道路)がたくさんあります。狭あい道路は、緊急車両の通行を妨げる、災害時の避難を困難にする等、様々な問題の要因となります。

狭あい道路に接して家の建替えや増改築等を行う場合は、法律で定められた幅員4㍍の位置まで後退する必要があります。区では安全で災害に強い街づくりのため、後退していただいた部分や角敷地の隅切り部分の整備工事を行っています。

工事にあたっては、建築主や関係権利者の承諾等、条件があります。詳しくは、お問い合わせください。

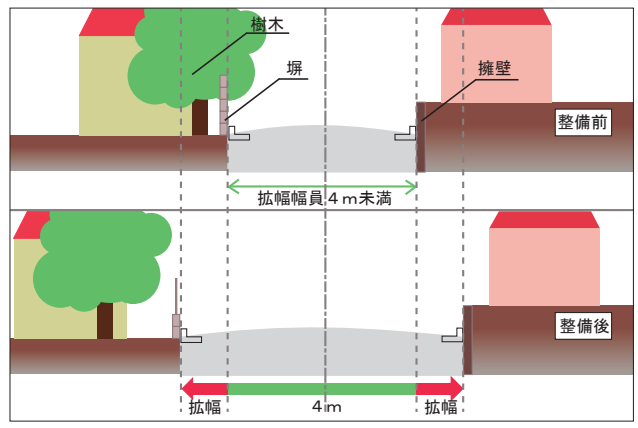

狭あい道路拡幅整備の例▶

問建築安全課 ☎6432-7187 FAX6432-7987